

1号認定における第2子の利用者負担額について

平成26年度第9回審議会(平成27年2月開催)で配布しました、席上配布資料⑤「平成27年度利用者負担額(案)」について、次のとおり、1号認定における第2子の利用者負担額を訂正します。

1号認定における第2子の利用者負担額につきましては、100円未満を四捨五入していましたが、国基準の上限が第1子の半額となることから、次のとおり訂正します。

階層区分	第1子 (訂正なし)	第2子	
		訂正前	⇒ 訂正後
1 生活保護世帯	0円	0円	⇒ 0円 (訂正なし)
2 市民税非課税・所得割課税額非課税世帯	3,000円	1,500円	⇒ 1,500円 (訂正なし)
3 市民税所得割課税額 77,100円以下世帯	16,100円	8,100円	⇒ 8,050円
4 市民税所得割課税額 211,200円以下世帯	20,500円	10,300円	⇒ 10,250円
5 市民税所得割課税額 211,201円以上世帯	25,700円	12,900円	⇒ 12,850円

※訂正箇所…太線で囲んだ部分の額